

香川県広域水道企業団会計年度任用職員の給与及び旅費に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年12月12日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

香川県広域水道企業団企業管理規程第12号

香川県広域水道企業団会計年度任用職員の給与及び旅費に関する規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団会計年度任用職員の給与及び旅費に関する規程（令和2年香川県広域水道企業団企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(第2号会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第4条 基準日（給与規程第20条の基準日をいう。第12条第1項において同じ。）にそれぞれ在職する第2号会計年度任用職員のうち任期が6月以上の者（任期が6月未満の者のうち企業長が定める者を含む。）に対しては、常勤の職員の例に準じて期末手当を支給する。この場合において、給与規程第20条第2項中「100分の120」とあるのは、<u>「100分の127.5」</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>(第1号会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第12条 基準日にそれぞれ在職する第1号会計年度任用職員のうち任期が6月以上の者（任期が6月未満の者のうち企業長が定める者を含む。）で、かつ、企業長が定める方法により算出する1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者に対しては、常勤の職員の例に準じて期末手当を支給する。この場合において、給与規程第20条第2項中「100分の120」とあるのは、<u>「100分の127.5」</u>とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(第2号会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第4条 基準日（給与規程第20条の基準日をいう。第12条第1項において同じ。）にそれぞれ在職する第2号会計年度任用職員のうち任期が6月以上の者（任期が6月未満の者のうち企業長が定める者を含む。）に対しては、常勤の職員の例に準じて期末手当を支給する。この場合において、給与規程第20条第2項中「100分の120」とあるのは、<u>「100分の125」</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>(第1号会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第12条 基準日にそれぞれ在職する第1号会計年度任用職員のうち任期が6月以上の者（任期が6月未満の者のうち企業長が定める者を含む。）で、かつ、企業長が定める方法により算出する1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者に対しては、常勤の職員の例に準じて期末手当を支給する。この場合において、給与規程第20条第2項中「100分の120」とあるのは、<u>「100分の125」</u>とする。</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部を改正する規程附則第4項の規定により定める会計年度任用職員に対する給与に関する経過措置)
- 会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）に対して令和4年4月から12月までの給与を支給する場合であって、給料月額を決定し、及び当該給料月額を基に手当を算出するときにおける香川県広域水道企業団会計年度任用職員の給与及び旅費に関する規程第2条第1項又は第5条第1項の規定の適用については、香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（令和4年香川県広域水道企業団企業管理規程第11号。以下「改正規程」という。）第1条の規定による改正後の香川県広域水道企業団職員の給与に関する

規程（令和 2 年香川県広域水道企業団企業管理規程第 3 号）別表第 1 の規定及び改正規程附則第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。